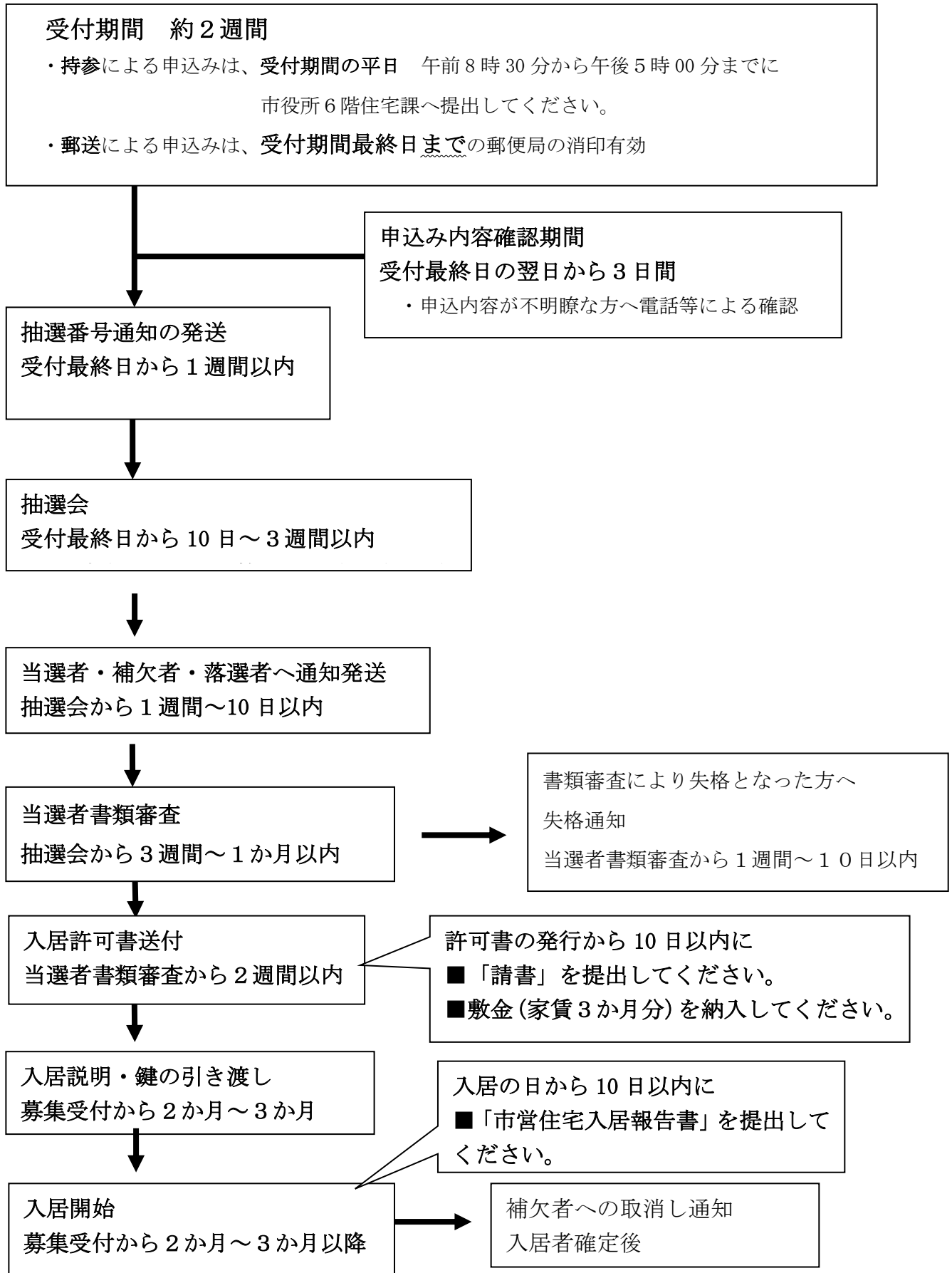


# 1. 申込みから入居までの流れ



※補欠で繰り上げ当選した方の入居時期は、遅くなる場合があります。

## 2. 申込（入居）資格

次の要件をすべて満たすこと。

- ① 入居予定者全員が日本国籍を有する、または日本国に永住することを認められた外国人であること。
- ② 申込者が、浦安市に住民登録があり引き続き居住している方。  
(受付月の前日までに住民登録の上、引き続き居住している方)
- ③ 入居予定者全員が、市税を完納していること。
- ④ 現に同居し、または同居しようとする親族等がいる方。(現に婚約中であり、入居審査日までに入籍し同居できる方、パートナーシップ宣誓後宣誓書受領証を所持している方、または現に懐妊しており出産予定日が申込期限内の方を含む。母子及び父子世帯の場合は、保護者に親権がなくても可)  
単身で申込の場合は、5ページの単身要件のいずれかに該当すること。  
\*原則として家族を不自然に分割した場合（夫婦の別居・両親を除いた兄弟姉妹のみ等）あるいは、統合した場合（孫と、甥・姪と叔父・叔母の同居等）の申込みはできません。
- ⑤ 入居予定者全員が、自己名義の住宅（共有名義及び、市営住宅入居後同居する親族等の名義の住宅を含む）を所有していない方、および現に公営住宅に入居していない方（ただし、現在の住宅が世帯人員に比べて著しく狭い場合や、家賃が収入に比べて著しく高い場合等は除く）
- ⑥ 世帯の月収額（所得）が、次のとおりであること。

・ 原則階層	158,000円以下
・ 裁量階層	214,000円以下

  
\* 裁量階層とは3ページに掲げる世帯です。  
(裁量階層に該当しない世帯は原則階層です。)  
\* 12～16ページの計算方法により、月収額を求めることができます。
- ⑥ 入居予定者全員が暴力団員でないこと。

### 3. 裁量階層

裁量階層とは、次に掲げる世帯です。（裁量階層に該当しない方は、原則階層です。）

該当世帯	該当要件
高齢者世帯	入居を申込み方が60歳以上で、同居しようとする親族等の方全員が「60歳以上又は18歳未満」である場合。（60歳以上の単身者も該当。）
障がい者世帯	<p>入居申込者、又は同居予定親族等のどなたかが以下の条件で障がい者である場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度。</li> <li>2. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条3項に規定する1級又は2級に該当する程度。</li> <li>3. 2. に規定する精神障がいに相当する程度の知的障がい者。</li> </ol>
戦傷病者世帯	戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は、同法別表第1号表ノ3の第1款症の方が入居予定世帯員にいる場合。
被爆者世帯	被爆者で、厚生労働大臣の認定を受けている方が入居予定世帯員にいる場合。
海外引揚者世帯	海外からの引揚者で、引揚げから5年以内の方が入居予定世帯員にいる場合。
ハンセン病療養所入所者等世帯	国立ハンセン病療養所その他平成13年度厚生労働省告示第224号において厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所の入所者である方が入居予定世帯員にいる場合。
子育て世帯	小学校就学の始期に達するまでの子が同居者にいる場合。

#### 4. 特枠該当者の要件

特枠名	要件
母子及び父子世帯	本人が現に配偶者がなく、20歳未満の子を扶養している者。
配偶者から暴力を受けている被害者世帯	配偶者の暴力により婚姻関係が事実上破綻している女子とその者が扶養している20歳未満の子からなる世帯。
引揚者世帯	引揚者給付金等支給法第2条に規定する引揚者世帯。 (海外からの引揚者で引揚げから5年以内の場合)
身体・精神・知的障がい者世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める1級から4級の程度</li> <li>・戦傷病者で恩給法別表第1号表の3の第1款症以上の障がい者</li> <li>・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に定める1級・2級に該当する程度の精神障がい者</li> <li>・精神障がいに相当する㉠・㉡の1・㉡の2・Aの1・Aの2・Bの1程度の知的障がい者が入居予定世帯にいる世帯。</li> </ul>
高齢者等世帯	<p><b>60歳以上の申込者と次のいずれかに当てはまる親族からなる世帯</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 配偶者</li> <li>2. 18歳未満の児童または60歳以上の者</li> <li>3. 身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める1級から4級程度</li> <li>4. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に定める1級・2級に該当する程度の障がい者</li> <li>5. 精神障がい1級・2級に相当する程度の知的障がい者</li> </ol>
多子世帯	入居予定者に18歳未満の子が3人以上いる世帯。

特枠名	要件
単身者	<p>下記各号のいずれかに該当する方。(ただし、身体上又は精神上著しく障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 60歳以上の者。</li> <li>2. 障がいの程度が次に掲げる程度である者。 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級。</li> <li>② 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条3項の1級から3級。</li> <li>③ ②に規定する精神障がいの程度に相当する知的障害。</li> </ol> </li> <li>3. 戦傷病者特別援護法第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6条項症まで又は同法別表第1号の3第1款症である者。</li> <li>4. 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による厚生労働大臣の認定を受けている者。</li> <li>5. 生活保護法による被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。)を受けている者。</li> <li>6. 海外からの引揚者で引揚げから5年を経過していない者</li> <li>7. ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等。</li> <li>8. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定する配偶者(婚姻に類する交際相手を含む)からの暴力を受けた「被害者」で次に該当する者。 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 一時保護又は保護が終了した日から起算して5年を経過していない者。</li> <li>② 裁判所が配偶者に下す被害者に対して身のつきまとい禁止等の命令の効力を生ずる日から起算して5年を経過していない者。</li> </ol> </li> </ol>

## 5. 申込み時の注意点

- 1世帯1住宅のみ応募できます。
- 記入例を参考に、市営住宅入居申込書内の該当する記載事項のすべてを記入してください。申込み後、記載事項の変更はできません。
- 年齢は、受付最終日現在の年齢を記入してください。
- 申込みされる世帯の人数や構成により、住宅が異なります。
- 資格要件に欠けた場合は、失格となります。また、申込書に不正の記載があった場合や1世帯で2住宅以上の申込みをした場合、申込み受付期間内の消印が押されていない場合は、無効となります。
- 記載事項に漏れや不明瞭な点があった場合は、受付できません。
- 到達した市営住宅入居申込書が失格・無効であることが明らかな場合や、申込書に不備があった場合は、申込書を返却いたします。
- 封筒には、申込書以外入れないください。
- 当選された方のみ次ページの書類を提出していただきますので、申込み時に取得する必要はありません。

## 6. 公開抽選会について

詳しい内容については、募集期間終了後に申込者にお送りする抽選番号通知にてお知らせします。

## 7. 書類審査について

当選された方には、次の書類等を指定する日時に提出していただきます。

- ①すべての当選者に必要な書類
  - ・戸籍謄本
  - ・住民票

- ・課税証明書または非課税証明書
- ・完納証明書（市県民税・国民健康保険税）
- ・健康保険被保険者証（コピー）
- ・現在の住まいの住宅の賃貸借契約書（コピー）

②申込者の状況によって必要な書類

- ・在留カードまたは特別永住者証明書
- ・身体障害者手帳、精神障害者健康福祉手帳、療育手帳
- ・生活保護受給証明書
- ・給与明細書
- ・雇用保険被保険者離職票、被保険者資格喪失確認通知書、退職証明書
- ・パートナーシップ宣誓書受領証
- ・その他必要と認められる書類

※市が提出を求めた書類をお持ちいただけない場合、失格になることがあります。

※入居関係書類の提出時に必要書類が追加される場合がありますので、その際は必ず指定日までにご用意ください。

## 8. 入居までの手続き及び入居後の注意点

### (1) 入居までの手続きについて

資格審査で合格と認められた方は、入居にあたり以下の手続きを進めてください。  
書式等については、郵送または直接お渡しします。

#### ① 「請書」の提出

「入居許可書」の発行から10日以内に提出してください。

#### ② 敷金（家賃の3ヶ月分）の納入

「入居許可書」の発行から10日以内に納入してください。

#### ③ 入居説明・鍵の引き渡し

「入居許可書」の発行から14日以内に、入居にあたっての説明と鍵の引き渡しを行います。

#### ④ 「入居報告書」の提出

入居の日から10日以内に世帯全員の住民票の写しを添えて提出してください。

#### ⑤ 「市営住宅入居時点検確認書」の提出

鍵の引き渡しから14日以内に室内の設備等に不具合がないか点検してください。

### (2) 入居後の注意点について

入居後については、次の点に留意してください。

#### ① 動物の飼育禁止

市営住宅内では、動物を飼うこと、預かること、餌付けをすること、敷地内に入れることは禁止です。動物を連れての入居は許可できません。

#### ② 同居の制限

入居後1年間は、新たな親族等を同居させることはできません（出生等を除く）。その後、新たに親族等を同居させようとする場合は市の許可が必要です。また、親族等以外の同居は認められません。なお、収入基準を超過していると、同居が許可されません。

#### ③ 「収入申告書」の提出

市営住宅の家賃は、入居者の収入や住宅の条件によって毎年度決定されます。そのため、毎年夏季に収入調査のための「収入申告書」をお送りしますので、必ず提出してください。なお、未提出の場合、近傍同種の家賃になります。また、一定の収入を超えると、引き続き市営住宅に居住できなくなる場合があります。



④ 住宅の修繕

住宅の専用部分の修繕費用については、原則入居者の負担となります(10 ページ参照)。

⑤ 退去時の修繕

住宅を退去する際の、畳の表替え、障子・襖の張替え、毀損ガラスの交換、その他入居者の故意・過失による傷や汚れ等の修繕費用は、入居者の負担となります(10 ページ参照)。

⑥ 共益費

入居者が共同で使用する施設の上下水道料、揚水ポンプ・共用灯などの電気料、共用部分の軽微な修繕費用等の維持費は、共益費から支出され、金額は各市営住宅で異なります。

⑦ 住宅管理人

住宅1棟につき1戸が、管理人として、共益費の徴収や支出または市との連絡の業務に携わります。任期は原則1年で、全戸を対象に順番にまわってきます。また、管理人とは別に、自治会の班長の役目を置いている住宅もあります。

⑧ 駐車場

駐車場に空きがある場合は、入居者自らが使用する車両に限り、1世帯1台まで駐車場を利用することができます。使用料は、以下のとおりです。空きがない場合は、ご自身で近隣の駐車場を借りていただく場合があります。

(すべて税抜)

堀江市営住宅団地	5,000円	当代島市営住宅(屋根なし)	8,000円	堀江東市営住宅	8,000円
猫実第1・第2市営住宅	5,000円	当代島市営住宅(屋根あり)	10,000円	東野市営住宅	8,000円

⑨ 駐輪場

駐輪場の利用については届出制となっています。駐輪場の使用許可シールをお渡ししますので、自転車の見やすい位置に貼ってください。

駐輪可能台数には限りがありますので、一人1台以下とします。

## 修繕の負担区分

### 市が行う修繕

- ・ 躯体部分  
〔 家屋の壁、基礎、土台、柱、床、はり、屋根、階段、エレベーター〕
- ・ 付帯施設  
〔 給水施設、排水施設、電気施設、ガス施設、消火施設、道〕
- ・ 共同施設  
〔 児童遊園、共同浴場、集会所その他公営住宅の入居者の共同の福祉のために必要な施設で、国土交通省令で定めるものをいう〕

※注意 市が修繕を行うものであっても、入居者の故意・過失により修繕が必要となったものについては、入居者負担での修繕となります。

### 入居者が行う修繕

専用部分	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆襖・障子の張替、畳の表替え</li> <li>◆収納扉・カーゼット等建具類、丁番等の付属部品の交換及び立付調整</li> <li>◆網戸・窓のガラス・クレント・サッシ用パッキン・戸車・レールの修繕、交換</li> <li>◆蛇口・パッキン・シャワーヘッド等の水栓器具、目皿・排水トラップ・ホース差込口等の排水器具、トイレタンク内の水栓器具の修繕、交換</li> <li>◆スイッチ・プレート・電球・グロー等の電気機器の修繕、交換</li> <li>◆排水管の清掃</li> </ul>
共用部分	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆敷地内・共用部分・ごみ置き場等の定期清掃、日常管理</li> <li>◆共用部分の電球・グロー等の電気設備の消耗品の修繕、交換</li> <li>◆その他入居者の故意・過失により修繕が必要となったもの</li> </ul>

※共用部分の修繕等については、住宅管理人がとりまとめ、共益費から支出するものです。ただし、特定の個人の故意・過失により修繕が必要となった場合については、その個人が費用を負担し、修繕します。

※入居許可者には、別途「住まいのしおり」と「修繕のしおり」をお渡しします。部屋の使用にあたっての注意事項や部屋などの修繕について詳しく記載していますので、入居前に必ずお読みください。

## 9. 収入基準早見表

(給与収入の場合) (前年1年間の総収入額)

区 分		世帯員数					
		単身者	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
原則階層	総収入金額	2,967,999円以下	3,511,999円以下	3,995,999円以下	4,471,999円以下	4,947,999円以下	5,423,999円以下
裁量階層	総収入金額	3,887,999円以下	4,363,999円以下	4,835,999円以下	5,311,999円以下	5,787,999円以下	6,263,999円以下

11

(事業所得の場合) (前年1年間の必要経費控除後の所得金額)

区 分		世帯員数					
		単身者	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
原則階層	総所得金額	1,896,000円以下	2,276,000円以下	2,656,000円以下	3,036,000円以下	3,416,000円以下	3,796,000円以下
裁量階層	総所得金額	2,568,000円以下	2,948,000円以下	3,328,000円以下	3,708,000円以下	4,088,000円以下	4,468,000円以下

※この表は、「各種控除の内容及び控除額」の特別控除の対象者のいない世帯で、収入のある方が1人の場合です。

## 10. 月収額の計算方法

### (1) 給与所得者の場合

給与所得とは給料、ボーナス等の所得で、会社員、アルバイト、日雇労働者などの収入が該当します。給与所得という総収入金額とは、給与所得控除をする前のもので、ボーナス、諸手当等を含んだ全ての支払金額です。(ただし通勤手当等の非課税所得は含みません。)

・給与所得者が2人以上いる場合はそれぞれ個別に計算してください。

・就職時期により計算方法が異なりますので、お気をつけください。

・現在の勤務先に前年1月1日以前から勤務し、引続き勤務している方のうち前年分の源泉徴収票、確定申告書をお持ちの方はそちらに記載された所得金額を、申込み用紙(表)の2の年間所得金額欄にご記入ください。

1

- ・現在の勤務先に前年1月1日以前から引続き勤務している方のうち、  
年間の推定総収入金額が1,627,999円以下の方は④へ  
年間の推定総収入金額が1,628,000円以上の方は③へ
- ・申込時現在の勤務先に前年の1月2日以降就職または転職した方は②へ

2

- ・1月2日以降就職または転職した方

再就職後の各月の収入の合計

(交通費、賞与は除く)

再就職後の月数

$$\frac{\text{再就職後の各月の収入の合計 (交通費、賞与は除く)}}{\text{再就職後の月数}} \times 12 + \text{賞与等} = \text{年間の推定総収入金額}$$

(注) 1ヶ月未満の勤務による収入は、その月の収入を除いて計算してください。

※現在の勤務先に勤めてまだ1ヶ月分の給与を受けていない方は、雇用条件に基づき支給が予定されている1ヶ月分の給与を12倍した年間の推定総収入金額です。

- ・年間の推定総収入金額が1,627,999円以下の方は④へ
- ・年間の推定総収入金額が1,628,000円以上の方は③へ

3

- ・ 年間の推定総収入金額が1,628,000円以上の方

端数整理をします。年間総収入金額または、年間推定総収入金額を4,000円で割り、割った後の金額の小数点以下を切り捨てます。切り捨てた後の金額に4,000円を掛けます。これで端数処理は終了です。④へ進んでください。

例

$$\begin{array}{rcl} \text{総収入金額} & \text{定数} & \\ 3,832,999\text{円} & \div 4,000\text{円} & = 958.24975\text{円} \end{array}$$

$$\begin{array}{rcl} \text{端数処理} & \text{定数} & \text{端数処理後の総収入金額} \\ 958 & \times 4,000\text{円} & = 3,832,000\text{円} \end{array}$$

4

年間総収入金額の区分	所得金額の計算方法
550,999円以下	所得金額は0円となります
551,000円 ～1,618,999円まで	(総収入金額) - 550,000円 =
1,619,000円 ～1,619,999円まで	所得金額は=1,069,000円となります
1,620,000円 ～1,621,999円まで	所得金額は=1,070,000円となります
1,622,000円 ～1,623,999円まで	所得金額は=1,072,000円となります
1,624,000円 ～1,627,999円まで	所得金額は=1,074,000円となります
1,628,000円 ～1,799,999円まで	(端数処理後の総収入金額) × 0.6 + 100,000円 =
1,800,000円 ～3,599,999円まで	(端数処理後の総収入金額) × 0.7 - 80,000円 =
3,600,000円 ～6,599,999円まで	(端数処理後の総収入金額) × 0.8 - 440,000円 =
6,600,000円 ～8,499,999円まで	(総収入金額) × 0.9 - 1,100,000円 =
8,500,000円から	(総収入金額) - 1,950,000円 =

※給与所得者が2人以上いる場合は、ここで所得を合算してください。

年間所得金額  
A 円 ←

## (2) 公的年金所得者の場合

公的年金とは、国民（老齢）年金、厚生（老齢）年金、年金基金、各種共済年金等で所得区分は雑所得となります。

その他法律により非課税とされている各種の年金（障害年金、遺族年金、福祉年金等）については所得金額0円として計算してください。

・年齢によって計算方法が異なりますのでご注意ください。

受給者の年齢	公的年金等の年間総収入額	年間所得金額の計算方法
64歳以下の方	600,000円以下	所得金額は0円
	600,001円 ～1,299,999円まで	(年金の総収入額) - 600,000円 =
	1,300,000円 ～4,099,999円まで	(年金の総収入額) × 0.75 - 275,000円 =
	4,100,000円 ～7,699,999円まで	(年金の総収入額) × 0.85 - 685,000円 =
65歳以上の方	1,100,000円以下	所得金額は0円
	1,100,001円 ～3,299,999円まで	(年金の総収入額) - 1,100,000円 =
	3,300,000円 ～4,099,999円まで	(年金の総収入額) × 0.75 - 275,000円 =
	4,100,000円 ～7,699,999円まで	(年金の総収入額) × 0.85 - 685,000円 =

年間所得金額  
A 円

## (3) その他の所得の場合

その他の所得とは事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得などの所得で、自営業、サービス業、外交員等の所得が該当いたします。

年間所得金額の計算	開業等の時期	計算方法
年間所得金額の計算	現在の事業を前年1月1日以前から営み、引続き同じ事業をしている方	前年中の所得金額 (所得税確定申告者の所得金額) 所得金額 = 年間総収入金額 - 必要経費
	現在の事業を前年1月2日以後に始め、1年以上経過している方	申込前1年間の所得金額をもって計算する
	現在の事業を前年1月2日以後に始め、1年以上経過していない方	事業を始めた翌月から申込前月までの 総収入額(総売上高) - 必要経費 ÷ 営業月数 × 12 = 1年間の確定所得金額 (事業を始めた翌月から 申込前月までの月数)

年間所得金額  
A 円

(4) 各種控除の内容及び控除額

控除名		控除対象者	控除額
一般控除	㉑基礎控除	申込み者本人及び同居（又は同居しようとする）者で、給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する人	1人につき 100,000円 給与所得及び公的年金に係る雑所得の合計額が100,000円未満の場合は、その額
	㉒親族等控除	（申込み者本人を除く）同居（又は同居しようとする）親族等及び遠隔地扶養親族	1人につき 380,000円
特別控除	㉓老人扶養控除	扶養親族のうち年齢70歳以上の人	100,000円
	㉔特定扶養親族控除	扶養親族のうち年齢16歳以上23歳未満の人（配偶者を除く）	250,000円
	㉕ひとり親控除	婚姻をしていないまたは配偶者と離婚・死別等した後に婚姻または事実婚状態にない人で、生計を一にする子（所得金額48万円以下で他の方の扶養親族になっていない）を有し、合計所得金額が500万円以下の人	ひとり親1人につき 350,000円 所得が350,000円未満の場合は、その額
	㉖寡婦控除	㉗ 夫と死別してから婚姻していない人か夫の生死が不明な人で、500万円以下の所得の人 ㉘ 夫と死別し又は離婚してから婚姻していない人か夫の生死が不明な人で、合計所得金額が500万円以下であり、扶養親族のある人	270,000円 所得が270,000円未満の場合は、その額
㉙障がい者控除	所得者本人及び扶養親族のうち、 ㉚ 精神保健指定医などから中度・軽度の知的障がい者と判定された人（療育手帳表示B） ㉛ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で2・3級の人 ㉜ 身体障害者手帳の交付を受けている人で1・2級以外の人 ㉝ 戦傷病者手帳の交付を受けている人で第4項症以下の人 ㉞ 年齢65歳以上の人で障がいの程度が㉚㉛㉜と同等であることの福祉事務所長の認定書の交付を受けている人	270,000円	

控除名		控除対象者	控除額
特別控除	h)特別障がい者控除	<p>所得者本人及び扶養親族のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>㉞ 心神喪失の状況にある人（医療の診断書）</li> <li>㉟ 精神保健指定医などから重度の知的障がい者と判定された人（療育手帳表示A）</li> <li>㊱ 国民年金法施行令別表の1級と同程度の人（都道府県知事等の証明書）</li> <li>㊲ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で1級の人</li> <li>㊳ 身体障害者手帳の交付を受けている人で1・2級の人</li> <li>㊴ 戦傷病者手帳の交付を受けている人で特別項症から第3項症までの人</li> <li>㊵ 原子爆弾被爆者のうち厚生労働大臣の認定を受けている人</li> <li>㊶ 常に就床を要し、複雑な介護を要する人（医師の診断書）</li> <li>㊷ 年齢65歳以上で障がいの程度が㉞㉟㊱と同程度であることの福祉事務所長の認定書の交付を受けている人</li> </ul>	400,000 円

控除金額 計 家 年 算 族 間 の 所 得 金 額 に よ り 差 引 く る 額 と す る を	控除名	控除内容及び金額		
	㉚基礎控除	(申込み者本人及び同居者で)給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する人 0～10万円 × 人 = 万円	→	万円
	㉛親族等控除	本人を除く同居しようとする親族及び遠隔地扶養親族 38万円 × 人 = 万円	→	万円
	㉜老人扶養控除	扶養親族のうち70歳以上の老人扶養親族がいる場合 10万円 × 人 = 万円	→	万円
	㉝特定扶養親族控除	扶養親族のうち16歳以上23歳未満の人 25万円 × 人 = 万円	→	万円
	㉞ひとり親控除	ひとり親 0～35万円 × 人 = 万円	→	万円
	㉟寡婦控除	ひとり親に該当しない人で、所得のあるものが寡婦 0～27万円 × 人 = 万円	→	万円
	㊱障がい者控除	身体障がい者等がいる場合 27万円 × 人 = 万円	→	万円
	㊲特別障がい者控除	特別身体障がい者等がいる場合 40万円 × 人 = 万円	→	万円
<b>控除額合計</b>				<b>B 円</b>

(5) 月収額の計算

年間所得金額Aから各種控除額合計Bを差し引き、12で割り、月収額を計算してくだ

$$\left( \boxed{\text{A}} \text{ 円} - \boxed{\text{B}} \text{ 円} \right) \div 12 = \boxed{\quad} \text{ 円}$$

年間所得金額
控除額合計
計算した月収額